- 香山縣志卷四海防附澳門
- 9 澳門和略卷上官守稿
- $\frac{23}{23}$ 廣東通志卷一百八十八、前事界八 廣東通志卷二百四十三、官績錄十三

27 O

Ljungstedt; Ibid. pp. 11. 26

Pergrinação chap. CCXXI.

 $\frac{25}{25}$

Jesus; Ibid. p. 23. Ljungstedt; Ibid. p. 11. Mendez Pinto;

籌海闘編卷之三、倭髪記嘉靖三十三年の條註解

治 睛 代 に 就 きて

文學士 古 田 良

り或は見る所を異にするもあるべし。その明治天 に終る一時代なり。固よりこれに就きては人によ 還に始り、 []]] 治時代は慶應三年十月十四日徳川慶喜大政奉 明治四十五年七月三十日明治天皇崩御

月孝明天皇 就きては種々の見方あるべし。或は慶應二年十二 皇崩御を以て終さなすことは恐く異論なき所なる べけれざも、この時代の始を何れの時となすかに 崩御し 給ひ、 明治天皇 踐祚し 給ひし

を以てせんとするもあるべけれざも、

こは明治

に着眼し、

その見地より慶應四年三月十四

日

O)

立 13

るべ 五箇 りと考ふればなり。或は主として立憲政體の成 政府の手に歸したる時を以て始となすべきも

銷 II.

彸

讱

统

明治時代に就きて

のにして、從つて政權の徳川幕府の手を離れ明治 時代の稱は專ら政權の所在によりて名づくべきも ごも予は姑くこれを取らず。何となれば予は明治 に解したるものにして、これ亦一見解たる 時代と云ふことを明治天皇御治世の時代との意味 べけ

第二 號 103 (334) 條御誓文の出でたる時を 以て始 さな すもあ

或は政權の朝廷に復歸したる點より觀察すさも、 し。然れざもこはその見解あまりに狭きに似た。

慶喜の大政奉還を以て始となさずして、

慶應三年

ゃ 與の三職を置きたる大改革を以て始となす人ある 十二月九日攝・關・將軍等を廢し新に總裁・議定・參 ・も知れ す。 これ 亦 見解たるを失はず。 蓋し十

慕府の手にあり。 月十四日 二箇月は王政の體裁を定むる準備 九日の大改革以後のことな 慶喜大政を奉還すと雖、 その終に朝廷に歸せしは十二月) o 然れざもこの 實際 の期にし の政務は τ̈́, 間 約 尙 便

る

かず 放に、

廢藩置縣前は尚これを最近

世で看做

いるを以て至當とすべし。

(2)

これ恰も徳川

時代

0 3

宜慕 ぎず。 府をして舊の されば政権 如く政務を執行せしめ の朝廷に復歸したるは慶喜の たるに過 大

季還の 予 は明 治 時なりとするを以て至當とすべし。 時代はこゝ に始ると考ふるな h (1) Mi

政

T

世 0) 如 のそれらど同一 |く明治時代は慶應三年徳川慶喜の大政奉還に 逃 ぶべ きは明治時代 (] あらざることなり。 の始と終とは 予 H は 本 最 前

述 近

II.

代史論一九頁)。然れざも區分の標準異なる

縣に始るものなりと思考す。蓋し明治時 始るさ考ふれごも、 日本最近世 は明治四年 代と云ふ

場合は前 の變遷を考へそれに基きて區分せんとするも ものなれざも、 るものにして、 時代たる江戸時代又は 最近世と云ふ場合は社會狀態全般 専ら政権の所在によりて區分する 徳川 時 代 と相 当す 0 1:

ŧ, 始と近世の始とは同一に 時代は明治天皇崩御を以て終さすべきもの 最近世は大正時代を含むこと言を俟たず。 が 如 叉明 なれ 治 3

あらざる

į

徳川 時代の始と近世 の始とは同 一にあらず حُ

代史論五 述 便利にして 士は二者を別々にするよりも一致せし Sh 12 ―七頁)。尤もこれに 合理的 る は放内田 なりと述 一博士な べ b 就きては黒板 b n (安士 tz b 桃 むる方 î Ш F 胩

もの よしやこの方 りとは言ふを得ずと考ふっ を强ひて一致せしむるの要はなか 便 利なりともこれを以て合理的 るべく

のみ重要なることにはあらず、公議興論

によりて

發布を以て前後の二大期に分たんとす。 ν 氏 はその著明治 時代政治史③ に於て明 7 治時代 ツ クラ

ž

7 13

阴

治時代を概觀し、

予は明治二十二年憲法

と稱し、後期を The parliamentary régime と言ひ を二期に分ち、 前期を The reconstruction period bo

す。

Mi してこれを區分するに憲法發布を以てした

以て最も適當なり 固より氏の説く所は專ら政治史にあるが故に して最も主要なるものは從來文化の淵 ならず廣く一般史の上より考察すても **區分するは當然なるべけれごも、** と信ず。 蓋し明治時代 單に政治史のみ 源たりし支 かくするを の特質に かく

は 形成 立憲政 ŤZ るに 體 の成立な あ うて、 b その政治上にあらはれ 而してこは政治史に於て 12

る Ty.

搖常に絕えず、 變せりと雖、

その

極まる所終に西南

0)

役

とない

12

政府の基礎鞏固ならずして諸方

0

動

þ o

銌

號

Q E

那文明を棄て、西洋文明を攝取して新しき文化

b_o 事を決せんとする維新の大目的 この前後に於て著しく差あるを見るなり。 これを以て明治時代を前後の二大期に區分せんと ものは、 せられ、 吾人若し國勢の發展に就きて考察する こゝに始めて大に外に向 今まで國民の勢力の主として內 はこゝに ふを得るに 至 時 间 Z, りて達 至れ れば ひし

きて更にその發達の狀態を考察すれば、 かり く區分したる前期即ち明治二十二年以 in 前 亦二 12 就

性質あるが放なり。 は第二期と見るべ の役まではこれを第一期と見るべく、 つの時期に小分するを得べし。 し 廢藩置縣によつて社 そは (西南戰 郎ち明治十年西南 役前 それ は 自狀態 尚 過渡 より後 0)

この役終りて後は政 府 の威令全國に 復

研 究 明治時代に就きて

筇

Ξi.

忩

ば、

久光が!

が斯の如う

き態度

多

取

12

ることは

保守

主

當初 舊藩を慕ひて結黨暴行する者あ を取 た

就 府 主義の代表者とも見るべきは島津久光に 多かるべしつ れる明治政府は攘夷をなさずして開國進取の方 し得ざるに も上京せず、天皇薩摩に巡幸し給ふに及 政治方針を喜ばざる者亂をなすあり。 **漸次薄らぎゆきた** 末に於て幕 て上京したれごも、 O) **b** 進步主義を喜ばず、 'n には全く相反する二つの思想ありて互に を思 の動搖の中に bo 即ち進步思想と保守思想とな ふ 者な され あ 府 (4) 1) 250 から 漸く 朝野の非難を受け ばこれを不滿 h はその根本をこゝに發するも 然るに幕府を倒してそれに代 ざ跳, 今そ 時を經るに從ひ鎖國 八年議合はずして終に 久しく 0) 由 廢潛 來 1 歸 b 思 を考ふ の後藩士職 國 しは攘夷を實行 ふ者多し。 或は 1 べるに、 (5) bo 灰 して、 當時保 新 0 Ċ K 惠 漸くに 召 政 を失 夫 隱退 れ幕 維 相 + せ 府 想 政 宇 は 針 齓 年 ۳۳ 0 新 0) 7>

반

(6)

而してこの頃薩摩の勢力は頗る强大

なれ

1-時

薩摩に對しては政府の威令も十分行は

けだられ

は

封 建の

餘智を受けて削據の風赤だ已まず、

狒

誻瀒 ð; 0 至れ 部内の顯菜の職は已に文治派の占むる所とな 7 12 しが、不平不滿の徒の隆盛 て隆盛上京し、 赫々たる武勳を負うて薩南に歸 ŤΖ に權勢威力を得んこさを期待し居たりしに、 東北の鼠平定 時文治派と武斷派とは互に 者をして愈その意を强うせし 征韓 めに þ , г Э (8) しか 0 中には薩潘 論 政 岩倉・大久保・木戸等の輩 公府內部 (7) 旭 ば、 武斷 るや隆盛終に官を僻して歸 不平不滿 L 1 派 かくて廢落置縣も斷行せられ 凱旋 暗流 の歌心を買は の首領とも云 を生 の極終に せ る 遊萬 相 0) U 周 軋 むるもの 12 政府 轢せ 園に 力に h ئد ~: 0) りて出 3 とする 將 かゞ j_o より 3 士: 加 集る者多く、 に反抗 國 -(* 过 13 西郷隆盛は ž 明治 獑 Ь 찬 心ひそ (9) ti 0 するに < 且當 あ Ď 政 三年 ł۲ ば かっ 店 形 < h

が、 き種 13 **h**; 對し 如くなりし その H 13 宛然一敵 極まる所終に る事情に か 國 ば より 0) 觀をなすに こゝに 各地 西南の役と に反亂紛 Ē りて 至れ 13 婟 h 0 鄉一 n 擬絶えざり b₃ 上 派 Mi 泚 11 政 L 0 ī 如 府

る

べ

しと

信

ان د

この 備 b_c 期 さも 見る より後二十二年 ベ (官以 0) 12 の基礎鞏固となるを得 衝突亦これ 至る は 立憲政 1: 因 治 步 90 0) 準 12

ĖII

時に

至りて

もはや武力を以て

政

府を

倒

3

13

初

め

刨

ち四

年

主義 0 んことを企つ 或 者 に對する は 速に立憲政 るが 國 民 如きものは 體 部の急進主義の の實現せんことを欲 なし 爭 唯 15 政 Ď, 府 9) 國 浉 政 R 進

漸進 府部 18 Z の準 内に 主 義 備 勝 も一時それに登する を進め二十二年に 利を得て二十三年 憲法 衂 の論起りしが、 會 0 開 發布 設 ど次 を見 終に 3 1= 着

代に

已に認

むるを得れごも、

政

權

0

明

治

政

府

0)

手

比するに恰も大化革新よ 要する 、基礎安定ならず。 に西南 の役以 前 ħ Í は n 申 を 尙 過渡 國 0 亂 史 の性 1ŀ 至 他 る間 質存 0 婸 ђ_о 取ら 0 出 でた んとし る たる

して

政

府

0

至れ

又は關 の役 D o 込終り z ケ原 12 7 ばこの 始 O) 役より め 時 T 政 を以て二つ の島原ので 海の 基礎定 亂 の期 1-Ъ 至る間 に分 復 tz 0 動 0 は 如 か 適當 ず 13 b

くこ Ħ. 就 きそ 次に前 J) 相軋轢せし 時 Ō 期に 期の 發 展 第 は進步主義と保守 の趨勢を考察せ かい 期即ち明治十 殊にその h 主 华 影 西南 前 ح 12 か 述 戰 並 役 べ 以前 L び存 かゞ 置 如

意味 極端 如 縣 として現れ 前 なる進 に於 12 あ べて舊時代 h 步思 ては しにはあらずして、 想 代 がこの 0) 層甚だしか 連續)時に現 3 見 3 h 37.0 n ベ その き時 tc b o 前 13 0 芽 期 固 n は 問 ざも、 ょ 前 b は 胩 突 或

1-歸 慶應 した 四 B 年(明 店 ど共に非常なる勢 13 を ŧ, 治元年)三月十 我 ĉ 0 から 國 初 體を め は z, 考へ 列侯 四 Ù H て發 天子 會 五箇 弬 した 勈 條 0 御 形 前 響文 式 る の 御 . Z 矿

號 9

邻

は 百事政革の潮流社會を風靡し、 め上下の思想 れしは三權分立 さな h tz 一變するに至れりつ 3 ŧ 0) 0 加 な b_o 3 諸官四年を以て交代 (11) 天下頓に舊慣 n その官制にあら より後舊物 を車 破壞

(12) 公選入札の法を用ゐることの如き卽ちこれなり。 カコ くの如く一時進步思想横溢したりしかごも忽

L

兩派 ちにしてその に設けられし彈正臺は保守主義者を以て組 に復り大寳令に據りて官制改正をなせり。 りしかば、 の軋轢甚だし 事毎に政 反動あらはれ、 かゝ Ъ 府 L の施設に反對し、 カゞ (13) 翌二年には王朝 大勢の趨く所 進步保 殊 織 に新 如 Ĺ の古 宁 何 た

終に四年廢藩置縣行はれて社會の狀態一變するに なすを得ず、 顺 次開國 **運取** の方針を以て進み

れをなすを得ざりしかば、先づ藩治職制を定め 新 の認 政 0 初 めし所なれごも、 O に當 h 封 建制度を廢するの (14) 當時の事情は急激に 要は 早く

> こゝに始めて全きを得たり。 政治上社會上の重大事件たるのみならず、 思想に及ぼしたる影響も大なりしが 次に版籍を還を行 ひ 最後に廢藩置縣を断 (15) このこと 如し。 12 叉國 る單に 衍 R

想の保守思想を壓倒したるかを知 非常なる變化を與へたるを見れば、 h ば義務教育の間・全國寡兵の制・行政司法 後六年頃まで文明開 化の聲大に起り民情風俗 3 を得 如何に 13 進步 0) 分離 例 思

等何 入艦なるにつれ貿易盛となり、 創設・太陽曆の採用・穢多非人の稱の 鐵道の殷設・瓦斯燈の創設・人身賣買の 肉食妻帶自由·男女混洛裸體外出禁止 れもこの思想の發現なり。 經濟界は好景氣 而して西洋文物 廢止·僧侶 断髮 禁郵 の制 便 を 誘 O) 0

呈せり。 られしにより、 十月岩倉具視等遣外使臣として歐米諸國 論者或は當時の H 本に留れる者の彼等歸 進步的施設を以 朝 12 て の後指 派 四 年

笑せられざらんことを欲して なし たる

7,1 b

を言

運に向 られしことも亦當時の思想の發現として極 畢竟これ ひた するは る が 國 大勢を察したるものとは云ふ 放 內統 15 **5** 一せられ、 この 時憲法草案の起草 制度文物改 良の めて重 ~ から 顩 せ L 或は諸國祉寺時 したるが 煉瓦造さなさんとせしをこの時その建築區を縮 めたるが如き即ちこれなり。 如き、 内の伐木を禁じ名勝古蹟を保存 或は太陰暦を塡用 (17) i 政治上に於

ずっ

(16)

これ或は然らん。

然れざも單にこの一事に

n

り、こ

例へばこれよりさき東京市街の家屋は

恋

少

た

るが

如

於て重大事件にして、 要なることなりっ りしは注意すべきことな |と修好條約を締結したることはこの意味 又この頃國 清國はこれによりて我國 ŋ J これよりさき四 威發揚の思想 大に 年 ح 1: 旭 四 b o 退助等は上書して民選議院を與さんことを請 來

か

ゝる方針は經濟上にも影響を及ぼし、

且二三年

1)

41

好景氣の反動來

この時

征韓論

の破裂により朝を去りた りて頓に不景氣を威ずるに

る板垣

歪

我より 必ずしも然らざりしが如し。 は對等を以て臨みたり こゝに至りて始め を跳り 彼にあり ては 7

對等の條約を結

べりの

從來我國と支那との

交通

は

加藤弘之尚早論を唱へ、

i n

より

是非

0

論

13

b_o

其他 野等の

征

韓

論

0

如

₹ •

征臺

0)

役の 1

如き皆國

威發

兩國

地位にあることを明

認

め

しめた

る

13

揚

思

想の象徴と見るべきな

h o

に過ぎたる政を改め、 六年九月岩倉大使等歸朝の 筄 Эĩ % 初 究 漸進 明治時代に就きて 後は 主義を取 從 來 ることっな あまり に車

新

ۇ 亦浉 延期せ 方官を招集したりしが、 議を開き後來國會を開くの準備となさんとし、 進論に同意して再び朝に立ち、 在朝者漸進論を持する者多く、 b_o (18) 八年 ·一月所記 調 種 大阪 R σ 會議 事 慵 先づ地方官會 1 のた かり くて より め會議 74 τ 板 Л 地 -护

筇 _ 號 O Ju

を以て時期を劃せんとするやも

知れ

ざれざも、

予

四

H

0)

大韶煥發を見るに

至れ

b

(19)

人或はこ

O)

克

3

1.

Ĵ

ت

は

É

1:

1-

應ず

の多く、

十三年

1

設

O)

請

願

なすに

歪れ るも

h S

M

してこの年

開 は

か 國

n 會開

L

地

方官

會

議 Ţ

史上 1: 表 32 ح 0) ありっ l なりし の意義少しと考ふ。 たるに 所 の年 が、 從つてこの詔は 過ぎずして、 地方官會議開 板垣は議合はずして問 n ば Ō 詔 十四年 その か くて政 唯 カ n 根 狮 の認 水 進主義を 府 國會開設 思 想は もなく V) に比すれ 浉 色に 進 Ŋ 0) 野 == F 近 ば歴 七 習 M) 狂 發

から 0) 如しる こに始 め して復た て安間 新政 なるを得たること前に述べ を呪ふ者なく、 政 届 の基礎 たる

旭

に

配を

起し、

その

極

終に

西南 新政

0)

役

5 ば

11 ざる

12 გ ა

飢餓定

梯

さな

12 50

O)

睛

に當り

を語

0

徒

谷

ž, £ 初 8 b め 25 T は 起 政 和 政 的 府 12 論 b に抗 手段に訴 勃 興 板垣返助愛國社を組織し各地これ 11 0) 117 んどするもの とも へて政治の改良をなさん 見るべ ζ, 13 跡 を絶 杏 13. 5 مخذ 武 tz ことす 71 n 3 ĺ

せて國介開設の要唱道せらるゝに

至れり。

政府

部

初

に至るまで

の間

に就きて考察せん。

0)

R)

期 法

O) 赍

次に前

期の第二期即

ち西南役後二十二年憲

を談 より 1-は府縣會議員の傍聴を許可 /傍聴の じ、 叉歸 12 8 郷の後宣傳する所あ 上京し tc るも O) したるを以 Ē. ħ 1: Ĺ 往 死し か ば て Ī 政 jlj 府

1 大久保の二人相次で薨じ伊藤博文中心人物 を誘發したる 政論を勃興せしめた 政府 O) 财政 四 13 々策民心を失ひしことも亦政論 Ď, , b (20) 加之當時紙幣の下落甚だ 政府 にあ þ Ź は ぞなな 木戸

しが、 物排 Ti 由 ン 佛國派の つる等専ら漸 3 新聞を發行するあ ţ 鸟 下事件 垫 那區町 理 加 巡する 自由 的 論 の紛糾 艛 主義大に起り、 進主義を 村編制法を定めて を得 đ) b より政府攻撃 ď, 12 b (21) 取 中江 か 12 **b** 0 偶 \langle 西園 兆 ħ 7 の整盛 民の帷 北 Ê + 地方自治 海 四 由 道 民 年 開 權 Z 上半 1. 重 旭 の基 拓 論 の東洋自 5 |使官有 A 期 は を立 有 7 1 (): 13 ブナ

と せ 松方正 開設 财 勝貴し

人民大に

苦むに

至れ な 及 つて 定ると共に民間の急進論も漸次鎮靜に歸 義を有するも 王に呈 治 銀行 政 O) <u>b</u> 年に Æ Ŀ 6 方針を築 經濟狀態を觀 の期二十三年と決するや、 を以 か 紙幣 筇 亦これに 義大藏卿 せしが、 於て その結果は十五年以後に 國 Ĭ. 国質を興 T 次第にその弊あらは 0 卷 (22) も經濟上 一艦發とに て のにして、これにより 十四 期 伴ひ この詔は歴史上極 となるや、 豜 さん を割 紙幣を整理し兌換制度を立てん るに國立銀 τ |年十月十二日の詔により 光 一に於て よりて西 どの意見書を左大臣熾仁親 するは適當なるに 變せ 明治時代に就きて bo 從 <u>\$</u> 行の b_o 死 百府役後 -|-終に官を罷められ 政 れ紙幣下落し物價 轉 స あらは 府 增設 四年十月二十日 めて重大な 機と見 n 國會開設 0 ば十 執 ど政 似たりっ 時 th れ、世上 り來りし bo 四 好景氣 府紙幣 3 國會 る意 ~ ŢĘ. の期 飜 < は 何 改 獨逸 準備 復 開設 各地に 0 文を歐洲に差遣せり、 L 後政黨熱冷却 信 織せらるゝも 國 尚早く且已に も著質なる時 巡旗 政黨 れに to の改 た政府攻撃の 會開設の韶出でたる るに至りし 0) の制度を研究し、 に着手し、 し政黨の 整 進黨、 も從は は 中自由黨 英國 に誘 興るも なり。 1 は すい 福 Ü) 餘地 度國 憲法 なり、 多く、 して、 は専 地 源 収 ι, 十六年 博文彼

|年より十八年頃までは政治上にも 先 ため十五年に入り政監 一づ政治し 1: 観るに、 經濟 十四 組 华

ă)

b

ても大隈

近信

は

十五年に憲法會議

を開

£

士五

し解堂するもの多し。 れ て 一 なく、 曾 0) 政府 開設 郎等 板垣 時政禁與起し 甚だ多かりしが、 自ら政論をし 退 は のこと決定 の帝政黨 定助の自 徐に立憲政體樹立 たり 暴党これ 面黨、 を始 L 7 iz ど 十六年以 め、 大隈 雌、 鲢 國 全國 IJ. 0 냔 は ⑪ I

取らんとせ 當時 範を米佛二 新興 L かず 0 國 熱盛 败 府 13 収 は らん 3 獨 n ئى

調 0

12

め 十五

華三月

(1)

亢 ill

月歸 £ .

朝

4,

在

りて主さして

政

O)

第

Ġ

第

耿 n b స il ば 博文 0 儲 朝後 なさ \$1 72 る 種 R 0) 施

b o 風 するものなり。 設 八年十二月二十二日の の中 を脱したることは何人も注意する所なれごも、 (23) 而してこの改正は極めて重大なる意義を有 ٤ は プ U これに シ ア風 より我が官制の始めて支那 の影響によるも 官制改正 の如きその一な の多 L +

を設立、

Ų

從來發行せら

n

72

る諸

種

O)

紙

幣

の整理

身の 單にこれのみにあらず。 右大臣は 菪 なり 皇族又は攝籙門流 きと雖、 その上に位する太政大臣及左 從來各省卿は多く草莽出 の人なりき。 され ば假

は内 め 75 b 大臣 然るにこの改正により太政大臣三條實美 さなり、 左大臣熾仁親王は參謀本部長と

て共に政務に遠ざか

b,

俳

旅博文內閣總理大

落し倒産

著相

次ぎしが、

この間

に於て

財界

物價下 の著質

五年以來世上一般甚だしき不景氣に陷り、

令質權はなきにせよ、

表面には門地

血脈

0)

跡を留

せ て、 臣となり、 ざるべからざる點なり。母 ころに n 卽ち改革の大なるものにして、 始 從來の各省卿を以て多く各省大臣に充 め て古來の 傳 統 而してこの改正は立 を打 破する 最 を でも注意 得た

十八年を以て

期を割り

すべ

ż

が

如

て、 **志政** 財政々策は十五年より着々行は 經濟狀態に就きて觀察するに、 一體樹 政治上に於ける一 立の 準備として 轉機と見るべきなり。 極 めて重要なる 大臟卿 n 光づ日 松方正 本 0) 義の さて にし 銀

より 1: には発換制を行ふの機となりしかば、 に着手し、 なすことゝなれり。正義の政策の影響を受けて十 よりこの年六月六日の布告を以て、 準備金中の正貨を支出して紙幣の交換消 又準備金の蓄積に努め、 加 -正義の建議 くて十八 九 华 却 月 华

0 なる基礎を固むるを得、 勃興を見るに至れりつ (25) 兌換制質施後は大に事業 z n ば經濟上に 於ても

して、 + 九年以後 已に後期の性質の多少あらはるゝを認む。 は 训 治時代後期 の **先驅**をなす時

定め、 政論 國民 حح 大に一般の 者ありて、 井 きも 擾起りし と疑な くさもこの て條約改正 効を見る能 は は ることなかりきつ b ŀ 郁 [11] Tj の大に 旅內閣: 見る 治 精 馨の外交方針失敗に終り、 のを條約 終に同年十二月二十六日 蒯 初 ベ 华 カ? M 0) (26) き手 ば、 問題 問題 勃興 二十年七月内閣に小交迭行はれ 注意を喚起せり。 成立 はず、 以 漸く外に してその外 水厚 改 政 tr が 後 伴 L ĪF. 0) その大に論議せらるゝに を惹 府 且國 か その重要なる一動機となりしこ tz 12 々試 問題とす。 のことな 72 め る 间 はその取 起するに 0 は 尼 み め ٤, 面にあらは みには その られ 世 の ___ Ď, 論 般も多くこれに注意す 倾 尤も二十年後年季に 縮 Ш 夫れ條約 [ii] tz ---政 のた あらざれざも、 水する 所深 至 卽 h R あること卽ちその 万府部 秱 ረ と跳り r. 5 12 b して め保 0) 時 Ì۲ D 内に 0 改 る最も著し 種 外 安條 飜つて井 į 未だその Œ デ しより b 務 至 Þ のこと 決し タ 例 (J) 反對 りし 大 1 騷 Ty. 少 臣

ت ح の 一 する づ其 tc れた ずの 諭 のなり。 太の保守中正論を唱へしは更に一步を 洋に屈從せしが如くなれ の魁をなすものな 二十一年四 於てかその反動さして國粹保存 べきものには 上罌の獎勵せし歐化主義を觀 n ど云ふ、 手段た なりつ ば、 Ō) 一弊を學ぶものなりと言ふに され るため手段そのものを目的とするが 要を説 ば 尚小彌太の論の中に所謂中等階級を保 人評して未だ維馬の 外面は (28) 維 るのみ。 月二日 あらざるなりっ 要するに歐 H 新営初の文明 3 Ď 發行 相 は その目的は 别 反するが如く 種 Mi せられし の意 300 化主義と云ひ、 L て同 開 盛時に至らずして先 唯 味に るに、 化 年十一 論 雜 至 0 畢竟これ あまりに 國威發揚に外 n なれざも、 誌「日本人」はそ の勃興を見 思 於て注意す h 外面 潮 進め 月鳥尾 ح (27) 如く 極 同 條 國粹保 は ころに 約 to 端 恰 畢竟 なら ij 3 小 1 邟 改 ベ ŧ 存 3 襚 骝 流 す 匹 b Œ

第

號

_ =

(三三七)

何

n

も國家さして

の位置

を高

め

h

ح

0

思

想

1-

Ш

绾

Ξi.

彸

研

绗

づ。

i n

を以て國民

精

加

の漸く

外に

向

は

んとする

錧

Ŧî.

第二號 二四(三三

事變の か 以て國民 界列國 軍備充實に意を用ゐるに至りしは一國家として世 端を發したるにはあらざるか。そは兎に角政 海巡遊の途に在りしは如何に、 會議中なりしにその議長たる博文が數旬を費し北 すべからざる事件なり。 從道等 因たるべけれざも、 ゐるに至りしこともこの意味に於て注目せざるべ を察すべきなり。 いらずっ かっ 又この頃文藝上の新運動起れり。 を察すべ Ø Ŏ) ため清國との間に葛藤を生じたること一 精神 間に 朝鮮を經由 尤もこれにつきては前年來朝鮮に於 く の漸く外に 伍せんこの思想の發現と見る (29) 又當時政府が 二十一年九月伊藤博文及西鄉 或は對露軍備論 して露領に入りしことは 當時樞密院にて憲法制定 向 \mathcal{O} つゝあ 漸く國防 國防論の有力なり 已にこの時 るを察すべ 明治 に意を用 初年に べ 〈 府 ij 看過 原 かず 1= 3

は文學上の産物として見るべきものなく、十年以

時を以て明治時代後期に入りたるものとすとも不

事件にして、 しが、 ば單に經濟史上の見地のみよりすれば、 殖産與業の進步特にこれより 十九年兌換制度の確立は實に一期を劃すべき重大 をなすものなり。 み、硯友社一派の青年作家この時に起 はせり。二十年以後となりては文壇の氣運愈 亞文學より得たる精細なる筆致をその作物に らるゝに至れりっ 主義より離れて新文學たらんどする曙光漸く るは十八年坪内逍遙の「小説神髓」に始る。この書 後西洋文學の飜譯又は政治 してこれやがて明治後期に於ける文學興隆 のにて、こゝに文學が政治より離れ又從來 の明治文學の上に及ぼしたる影響は頗 文學史上大なる價値を有せず。 金融機關活動 逍遙と共に二葉亭四迷も亦 次に經濟狀態に就きて考ふ 小說 の準備こゝに全 著しきを見る。 の類多く出 n る大 そのこれ 或はこの の勘窓 一く成 の先驅 でた なるも され るに (30) あら 認 Ħ 露 進 IIII 西

とも見るべく、 り二十二年までは前期より後期に移る過渡 可なきが 如 (31) 各種の方面に於て已に後期の 是によりて之を觀れば十九 0 性質 時 年 j 期

0

存するを認む

る

か

この期に關 れり。これより後期に就きて述ぶべきなれごも、 以上を以て予は明治時代前期に對する考察を終 しては予の研究未だ十分ならず。 依て

こゝには簡單に所感を記すに止めん。

を三期に分ち、 明治二十三年 國會開設以後を 期

故吉田博士はその著倒叙日本史に於て明治時代

本位制を樹立するを得、

外交上には外しき懸案

72

予の 國勢發展 られたり。 明治時代後期と稱するものに相當す。 に於て博士の を以て時 それに名づくるに國勢發展の四字を以てせ 0) 予は闽會開設よりも寧ろ二十二年憲法 四字は最もよくこの期 期を分つを適當なりと考ふれごも、 國勢發展 編に叙せらるゝ時 の性質をあらは M して 期は

> b_o 發展 なく、 せられたれば、 の趨勢を觀るに、 かくて二十餘年の間に於て國威 世界列强の一に 今や國民の勢力 日清 敷へらるゝに ・日露の二大 戰役 一轉して外に 至れ の發揚 . Ъ 前 その を以 古比 向

認 その實力始めて世界に認められ、 て第一期は官民の軋轢甚だしく多少過渡の性質を て時期を區分し、 むれざも、 日清戰役を終へて第二期に入るや、 卽ち三期に分つを得べし。 經濟上には金貨 MI

官民 入り世界大戦の勃發により 位はころに對等となれ て配 戰役を終へて第三期に入るや、 倚らんとするの風稍々増したるを見る。 りし條約改正を解決するを得た 細 の衝突漸次薄らぎ、 亚 大陸 に及び、 þ H 政府當路者亦政黨の 路 如何に變化せし この形 兩國 我が . `, 0 勢が大正 極 東 國 內 13 . Ø 12 於け 勢力始 尋で日露 あり 時 ንን ば つ力に T В は 妣 め

第 號 五.

绾 II. 您 TOF 究 IJ (治時代に就きて すものと考ふ。

即ち前期に於て國內問題已に解決

大正

時代史を研究せん者

Ò)

先づ注意せざる

か

邹

高まるや、國民の限界廣くなり、浙次世界的 ざる所ならん。 るの傾向 あり。 是に於て從來あまり注意せられ 加之日露戰役により我が ||國の こなな 地位 ځ.

りし 於ては政黨の勢力漸次增大せり。これらの諸現象 各種の思想問題、社會問題起り、 叉政治上に

を見たり。是によりて之を觀れば、明治時代後期 るものにして、大正時代に入りて更に一段の活躍 は何れも國民的自覺と共に個人的自覺起りしに由

せしめて考察する方便宜且適當なるに似たりっ の第三期卽ち日露戰役以後は寧ろ大正時代と連續

3 î)明治更要、明治政史、大日本維新更等の書皆この時より筆)散内田博士も亦最近世は廢藩置縣に始るさせられたり(安 the modern Empire of Japan の始を言へり(Longford, The るが如く思はる。 本」に記されたる所を見れば大政奉還を以て始させられた ては明白に述べられたるここを聞かざれごも、「近世の日 土桃山時代史論七頁)。明治時代の何れの時に始るかにつき を起せり 。 上編の終に慶應三年十二月九日までのことを略記せり。 大政紀要も亦この時を以て下編の始さなせごも 父ロングフォルド氏 は廢 滞置縣 か以て

> (m McLaren, A Political History of Japan during the Meiji Era 1867-1912, Lond. & N. Y., 1916

(4)國史眼邓六三頁、 大政紀要第五十五卷二九頁

(豆)明治政吏(第三朋)六二九頁以下、七三八頁、 (5)國史眼四七四百 同時(第四冊)

八四二頁以下

(7) 圓城寺清編大隈伯昔日譚四七九

四八〇頁

(9)同告五七二一五七三百

(8)同唐五三一八

(2) McLaren, op. cit., p. 105

(11) 岡部積一、五筒條御管文の發表に就きて 四編第六號) (學雜誌第二十

(12)大政紀要第五十五卷二四—二六頁 四卷第五號 藤井甚太郎, 日本憲法制定史談(第七回) (歷史地理第二十

(B)大隈伯昔日譚四七六、四九二―五〇〇頁

(豆)勝田孫贈著大久保利通傳中卷六〇六十六一一頁

(19)大隈重信著開國大學史一二一八頁

(16)大歧紀要第五十五卷三三頁

(17) 國史眼四七七、四八〇頁

(19)同書(第四册)七七六頁以下 (18)明治政史(第三册)七三八頁以下、 同書(第四册)七六一八

(近)同語一一〇三十二十〇四百)回書(第五册)一〇八九一一〇九一頁

Evolution of New Japan, Cambridge, 1013, p. 41.

(绍)大政紀要第五十七卷三二—三四頁

(公)明治政史(第六册)一四七六頁 (S) McLaren, op. cit., pp. 183, 184

(26)明治政史(第七册)一六七五—一六八九頁參照 (35)東洋經濟新報社編明治金融史一四一十一四三頁

(計)明治金融史一八頁

(8))文學博士芳賀矢一著國文學東搬論二三〇、二三六一二四二

(29)同書一七八八—一七八九頁 (紹)同書(第八册)一八〇四頁

(27)同書一六一〇頁

元政壁書こいふ文の 事

その文は左の如し。 世に深草の元政上人壁書といひ傳ふるものあ þ

不幸にして世をそむける墨の衣にはあらで、

柱身に(をカ)輕う此に留おく心から、 髪ゆふがむつかしさに頭を剃り、 柴の軒竹の 世の人

鉨 五 彸

雜 ŢŢ

元政権書といふ文の事

第二號

一七(三四一)

文學博士 藤 非 Ż 别

を見るに只身を思ふ業のみに足を空にし、吉

野山のはなのあはれもしらず、深草の鶉の聲 を聞ては焼てしてやりたいと計おもひ、後は

みにあらず、 何になる事ぞや、斯く靜ならぬ身は只人間の 山を出る雲は雨を催さんが為に